

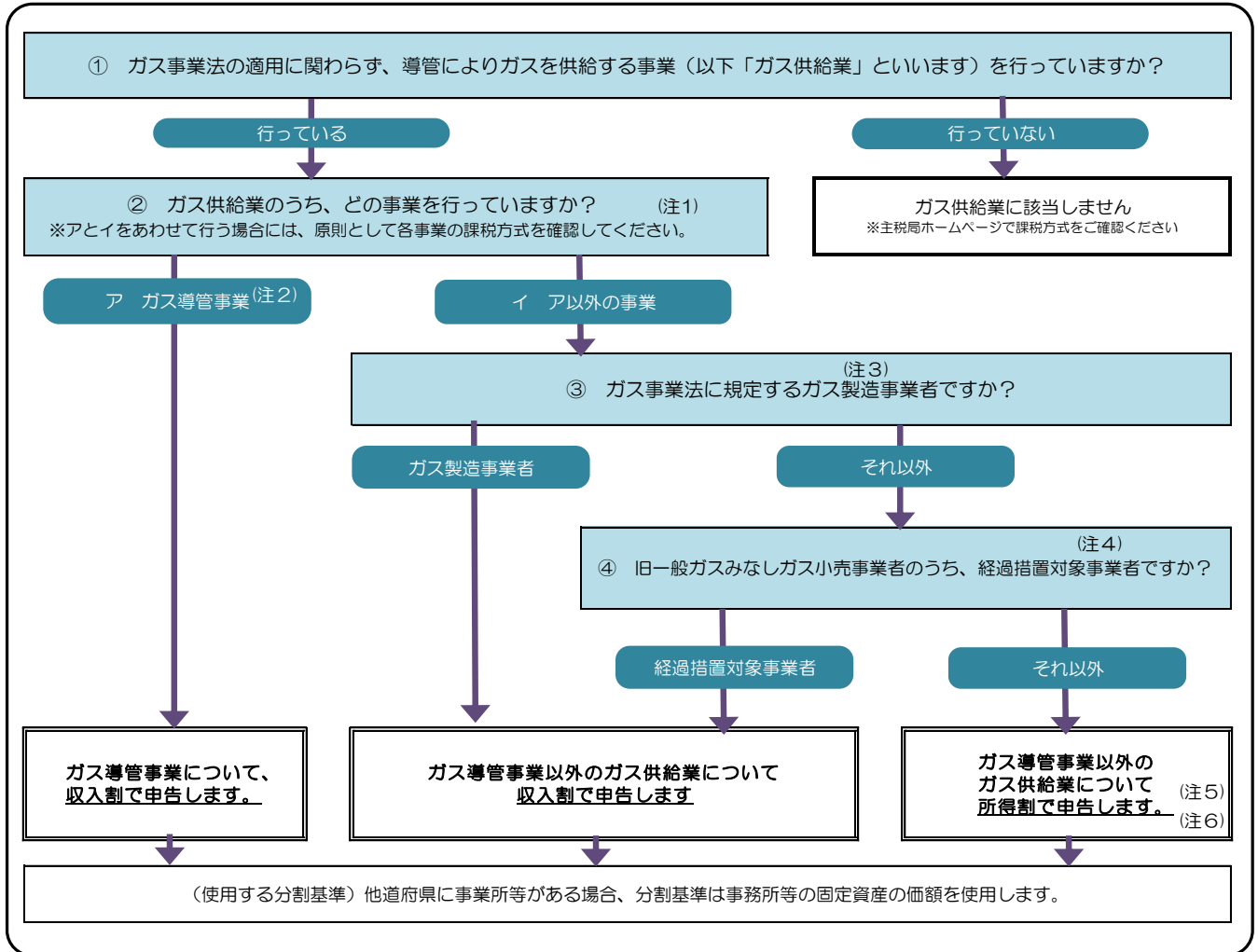
(法人事業税) ガス供給業に係る課税方式の見直しについて

平成30年11月 東京都主税局

平成30年度税制改正により、法人事業税のガス供給業に係る課税方式について見直しがありました。

平成30年4月1日以後開始する事業年度から、ガス供給業を行う法人の課税方式は下記のとおりになりますので、ご確認をお願いします。

1. 課税方式の確認



(注1) 3. ガス供給業に係る課税方式の見直しに関するQ&A A1 もあわせてご覧ください。

(注2) ガス導管事業

ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及びガス事業法第2条第7項に規定する特定ガス導管事業をいいます。

(注3) ガス製造事業者

自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等(20万kl以上であるLNG基地)を用いてガスを製造する事業(ガス製造事業)についてガス事業法第86条第1項による届出をした者をいいます(ガス事業法第2条第9項、第10項、ガス事業法施行規則第5条)。

(注4) 経過措置対象事業者

ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高い供給区域等において、小売料金に係る認可制及び総括原価方式の存置につき、経済産業大臣から指定を受けた事業者をいいます。(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項第24条第1項)

(注5) 外形標準課税対象法人の場合は、所得割のほか付加価値割及び資本割を申告してください。

(注6) 次の(ア)又は(イ)のとき、繰越欠損金に係る《経過措置》があります。(地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第6条第9項、地方税法施行令第21条の2)

(ア) 最初事業年度^{※1}の開始日の前日を含む事業年度において特定ガス供給業^{※2}を行っていた法人が、特定ガス供給業に係る所得割の課税標準を算定するとき

(イ) ガス製造事業者又は経過措置対象事業者のいずれかに該当するものが、そのいずれにも該当しないこととなった日を含む事業年度開始日の前日を含む事業年度に特定ガス供給業を行っていた場合において、特定ガス供給業に係る所得割の課税標準を算定するとき

※1 最初事業年度 平成30年4月1日以後最初に開始する事業年度をいいます。

※2 特定ガス供給業 上記フロー図において、ガス供給業のうち所得割で申告することとなる事業をいいます。

《経過措置》

最初事業年度開始の日(イの場合には、該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日)前10年以内に開始する各事業年度(以下、「前10年以内事業年度」といいます)において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である所得を、法人税の課税標準となる所得(個別所得金額)の計算の例により算定していたものとみなします。

これにより、前10年以内事業年度に生じた特定ガス供給業に係る繰越欠損金(繰越個別欠損金額)は、特定ガス供給業に係る所得割の課税標準を算定する際、損金の額に算入されることとなります。

2. ガス供給業に係る課税方式の見直しの概要

(見直しの対象)

- ・施設・設備の規模が相対的に小さい(20万kℓ以上のLNG基地を有しない)事業者
※ガス事業法の経過措置(競争が不十分として規制料金を存置)の対象事業者は、今回の見直し対象から除外。
※ガス事業法上、20万kℓ以上のLNG基地を有する事業者は、ガス製造事業の届出義務・LNG基地の第三者利用に関する法的規制の対象となっている。

(見直しの内容)

- ・資本金1億円以下の事業者：所得課税
- ・資本金1億円超の事業者：外形標準課税+所得課税

(現行)

ガス中小事業者	課税方式
製造部門	収入金額
導管部門	
小売部門	

→

ガス事業法改正
全面自由化 (届出制へ移行)
許可制・規制料金が存続
全面自由化 (登録制へ移行)

(見直し)

20万kℓ以上のLNG基地保有なし	
資本金1億円超	資本金1億円以下
外形+所得	所得
収入金額	
外形+所得	所得

(財務省ホームページより)

3. ガス供給業に係る課税方式の見直しに関するQ&A

Q1 ガス供給業で、ガス導管事業とガス小売事業(特定ガス供給業)をあわせて行っています。経過措置対象事業者には該当しないのですが、どのように申告をすればよいのでしょうか。

A1 原則としてそれぞれの事業に関する経理を区分し、収入金額課税事業は収入割を、所得等課税事業については所得割を申告することとなります。

ただし、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、主たる事業の課税方式によって差し支えありません。

(地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)第3章4の9の9)

Q2 当社はガス供給業ですが、今年度から所得割で申告することとなりました。

以前から特定ガス供給業を行っており、前10年以内事業年度に生じた欠損金額がありますが、そのうち特定ガス供給業に係る欠損金額を区分し、算定することが困難です。どのように算定すればよいですか。

A2 区分が困難な場合は、売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して特定ガス供給業の繰越欠損金額等を算定してください。(地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)第3章4の7の4(3))

(参考) 繰越欠損金に係る経過措置のイメージ

	《A社》	《B社》	《C社》	《D社》	《E社》
X-10事業年度	小売事業	導管事業	導管事業	導管事業	導管事業
X-9事業年度					
X-8事業年度					
X-7事業年度					
X-6事業年度					
X-5事業年度		小売事業	小売事業	小売事業	小売事業
X-4事業年度					
X-3事業年度					
X-2事業年度					
X-1事業年度				小売事業	(X-2事業年度で廃止)
X事業年度(最初事業年度)	小売事業	小売事業	導管事業 小売事業	導管事業	導管事業 小売事業
X事業年度(最初事業年度)の取扱い	X-10~X-1事業年度の欠損金を損金の額に算入(X-1事業年度までに損金算入された欠損金を除く)	X-5~X-1事業年度の欠損金を損金の額に算入(X-1事業年度までに損金算入された欠損金を除く)	X-5~X-1事業年度の欠損金のうち、小売事業に係る金額を損金の額に算入(X-1事業年度までに損金算入された欠損金を除く)	X事業年度(最初事業年度)において、所得等課税事業を行っていないため、欠損金の損金算入なし	最初事業年度の前事業年度(X-1事業年度)において所得等課税事業を行っていないため、欠損金の損金算入なし